

2020年度 日本学生支援機構給付奨学金 【在学予約】申込者の手続について

※昨年末(11月～12月)、2020年度日本学生支援機構給付奨学金に申込み、2020年4月に進級予定の学部在学の方の採用時手続(4月下旬～6月)は以下の予定です。詳細は、以降随時更新しお知らせします。

1. スケジュール

日程	内容	備考
4月21日(火) (※5月15日(金))	初回振込	※学習計画書の提出が必要な方的場合
4月21日(火)～ 5月25日(月)	スカラ PC による「現況届」の提出 (Web 入力)	通学状況、生計維持者の変更有無等
	・自宅外通学者は証明書類提出 ・その他(生計維持者の変更、在留資格等の変更による書類提出)	学生課奨学掛窓口受付 (生計維持者変更によるマイナンバー提出は直接日本学生支援機構へ)
4月下旬～5月(予定)	給付奨学生証、誓約書等交付	レターパックにて郵送
4月下旬～6月(予定)	誓約書提出	学生課奨学掛窓口受付

2. 採用時手続について

①採用について

- ・**学業等に係る基準、家計に係る基準をともに満たさない場合は、採用されません。**(給付奨学金案内参照)
- ・採否および支援区分については初回振込日(4月21日)に各自届け出た振込口座をご確認ください。なお、学業成績基準の要件によって別途学習計画書の提出が必要な場合があります。該当者につきましては、別途ご案内します。(※初回振込日は5月15日(金))
- ・現行の給付奨学生が新たな給付奨学生に採用された場合は、現行の給付奨学金は原則として自動的に「辞退」となります(特に手続は必要ありません)。
- ・新たな給付奨学生に採用された学生が第一種奨学金の貸与を受けている場合は第一種奨学金の貸与月額が自動的に調整されます(特に手続は必要ありません)。

②採用後の手続について

振込が確認できましたら、期間内に各自スカラネットパーソナル(Web)にて「現況届」を提出(入力)ください(通学状況、生計維持者の変更の有無等を報告)。詳細は別途お知らせします。

③誓約書等

給付奨学生証、誓約書等を交付(申込時に提出したレターパックライトにて郵送)しますので、誓約書に記入、自署押印の上期日までに奨学掛窓口へ提出ください(誓約時に未成年の場合は親権者の署名・押印も必要です)。

④自宅外通学であることを証明する書類

自宅外月額を希望する者は、2020年4月時点で生計維持者と別居しており、かつ本人の居住に伴う家賃が発生していることを示す証明書類(契約者又は入居者として本人氏名の記載がある「賃貸契約書」や「入寮許可証」等(コピー可))。賃貸契約書は契約期間が有効であること。

⑤その他

- ・国籍が日本以外の方で、在留資格や在留期間の更新をした場合は、在留カード(コピー等)の提出が必要です。

- ・生計維持者の人物変更があり、新たな生計維持者のマイナンバーの提出が必要な場合は、日本学生支援機構より、後日奨学生宛てに「マイナンバー提出書」が送付されますので、直接日本学生支援機構に提出ください。

3. 支援区分の見直し

現況届提出時の生計維持者情報により、7月頃に2019年所得情報等を確認(原則マイナンバーによる)、支援区分の見直しが必要か判定されます。見直し後の支援額は10月から適用されます。

【書類提出場所】



教育推進・学生支援部学生課奨学掛
(総合研究10号館1F)

令和2年3月

教育推進・学生支援部学生課奨学掛

Tel: 075-753-2480